

京都市告示第 56 号

京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市健康増進センターを臨時に開所します。

平成18年4月28日

京都市長 榊本 頼兼

臨時に開所する日時 平成18年5月1日から平成19年3月31日までの木曜日

臨時に開所する時間 午後2時から午後4時まで

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)